

第 1 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

附 属 資 料

日 時 : 平成16年3月30日(火) 午後2時から
場 所 : 粉河ふるさとセンター 1階 小ホール

目 次

- 1 . スケジュール関係 (P 2 ~ P 5)
- 2 . 合併協議について (P 6 ~ P 1 5)
- 3 . 協議手順 (P 1 6)
- 4 . 合併の方式関係 (P 1 7 ~ P 1 9)
- 5 . 新市の名称関係 (P 2 0 ~ P 2 2)
- 6 . 新市の事務所の位置関係 (P 2 3 ・ P 2 4)
- 7 . 新市の議会議員の定数及び任期の取扱い関係 (P 2 5 ・ P 2 6)
- 8 . 新市建設計画の策定関係 (P 2 7 ~ P 3 5)

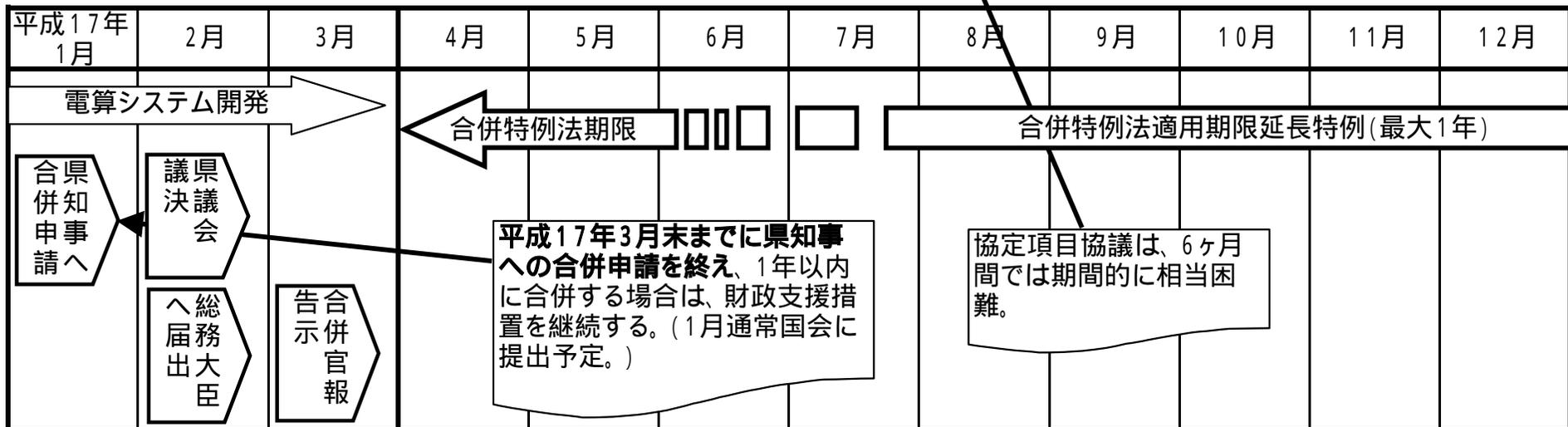
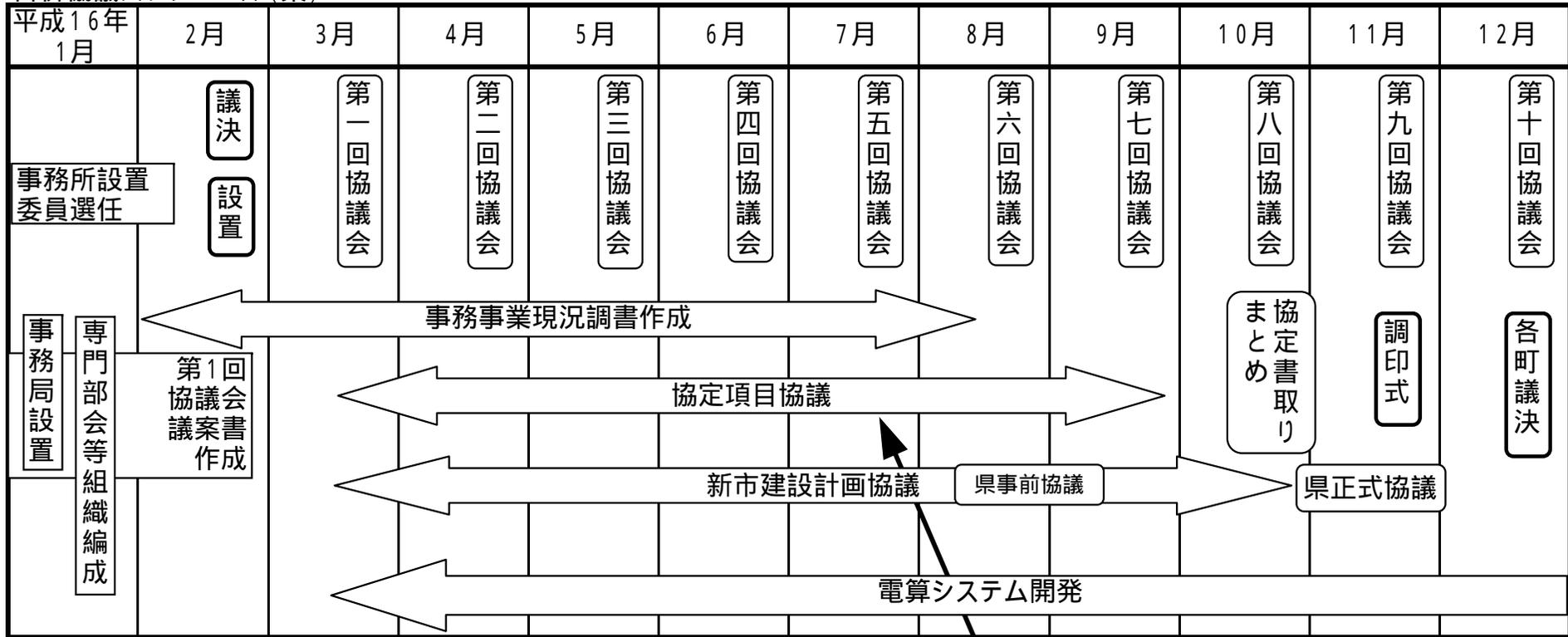
合併協議会の協議及び主な業務の日程（案）

	H16年2月	H16年3月	H16年4月	H16年5月	H16年6月	H16年7月
合併協議会		第1回協議会 規約等の報告 会長等の選任結果報告 予算協議 協定項目協議 基本的な協定項目 合併の方式・期日 新市の名称・位置 法定協定項目 議員定数・任期 新市建設計画	第2回協議会 法定協定項目 農業委員会定数・任期 一般職員の身分 その他協定項目 電算システム協議	第3回協議会 基本的な協定項目 財産・債務の取扱い 法定協定項目 地方税 その他協定項目 特別職の身分 事務組織及び機構 条例・規則 一部事務組合等 使用料・手数料	第4回協議会 その他協定項目 公共団体等 補助金・交付金等 町名・字名 慣行	第5回協議会 その他協定項目 国民健康保険事業 介護保険事業 上下水道事業 消防団 行政区
新市建設計画	基礎資料の整理・分析	住民アンケート原案協議 人口・財政状況等現況報告	住民アンケート実施確認 将来構想策定着手 財政シミュレーション用資料収集	住民アンケート中間集計値報告 将来構想協議 財政シミュレーション作業着手	住民アンケート分析結果報告 基本計画主要施策作業着手	新市建設計画素案協議 (将来構想) (基本計画) (分野別事業計画) (財政計画)
事務事業 現況調査	調査票修正開始					
広 報		ホームページ発信準備 広報誌作成業者選定	協議会便り発行準備 ホームページ発信開始	協議会便り創刊号発行	協議会便り第2号発行	協議会便り第3号発行
電算統合		稼動対象業務の選別 新市システム方式の検討	本庁・支所の業務分担 端末予定台数の検討	現状事務の調査・分析		仕様の確定
例規集整備		統合に係る業者選定	例規名比較表の作成 例規整備基本プランの作成	例規内容比較表の作成		
合併手続き	法定協議会設置議決 県知事に法定協設置申請					

H16年8月	H16年9月	H16年10月	H16年11月	H16年12月	H17年1月
第6回協議会 その他協定項目 納税・住民・年金 福祉・環境・衛生 総務・人事・選挙 財政・管財・出納 消防・防犯	第7回協議会 その他協定項目 企画・広域・広報 統計・地籍・開発 立地・開発公社 農林・商工・観光 建設・住宅・都市計画	第8回協議会 その他協定項目 教育総務・学校教育 社会教育・社会体育 議会事務局 地域審議会 社会福祉協議会	第9回協議会 協定書取りまとめ協議企 合併協定書協定 調印式	第10回協議会	
新市建設計画素案修正作 業着手 県事前協議	新市建設計画案協議	新市建設計画案決定 県正式協議	新市建設計画に基づく住 民説明会実施		
協議会便り第4号発行	協議会便り第5号発行	協議会便り第6号発行	協議会便り第7号発行	協議会便り第8号発行	協議会便り第9号発行
移行システム概要の設計 新市システム概要の設計	移行システム開発 新市システム開発	システムテスト	総合テスト及び運用テスト	総合テスト及び運用テスト	仮稼動
	例規原案(素案)の作成	例規原案(素案)の作成	例規原案(素案)の作成	例規原案(素案)の作成	例規原案(素案)の作成
				各町議会 廃置分合議決	県知事へ合併申請

H17年2月	H17年3月	H17年4月	H17年5月	H17年6月	H17年7月
協議会便り第10号発行	協議会便り第11号発行	協議会便り第12号発行	協議会便り第13号発行		
		新システム本稼動			
県議会議決 総務大臣へ届出	合併官報告示				

合併協議スケジュール(案)



合併協議会について

1 合併協議会とは

合併協議会は、地方自治法第252条の2の規定により設置される協議会で、同条第1項に規定されている協議会の設置目的である「普通地方公共団体の事務の管理執行、普通地方公共団体の事務の管理執行についての連絡調整及び広域にわたる総合的な計画の共同作成」のうち、「連絡調整」及び「計画作成」の双方の性格を有するものであるとされています。

これは、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第3条第1項に、合併協議会は、「合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）」及び「その他市町村の合併に関する協議」を行うものであると規定されていることによるもので、合併特例法の適用を受け合併をしようとする市町村は、必ず置かなければならないとされています。

法定協議会は必ず設置しなければならないか。

法定協議会を設置しなくても、地方自治法第7条の規定による合併を行うことは法的に可能ですが、この場合は、合併特例債等、合併特例法に規定する法定協議会の設置を前提とした様々な財政措置等が受けられなくなります。

2 合併協議会の主な任務

合併協議会では、前述のとおり主に市町村建設計画の作成や、合併の是非を含めた市町村の合併に関する協議を行うこととなりますが、それぞれの具体的な内容につきましては、次のとおりです。

(1) 市町村建設計画の作成

市町村建設計画は、合併特例法第5条第1項に規定されている下記の内容を協議のうえ作成します。

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

(2) 市町村の合併に関する協議

市町村の合併に関する協議については、下記の事項を「合併協定項目」として位置付け、協議のうえ調整を行います。

基本的な協定項目

合併の方式、合併の期日、新しいまち(市)の名称、新しいまち(市)の事務所の位置、財産の取り扱い

合併特例法に定める協定項目

議会の議員の定数及び任期の取り扱い、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い、一般職の職員の身分の取り扱い、地方税の取り扱い

その他必要な協定項目

特別職の職員の身分の取り扱い、条例、規則等の取り扱い、各種事務事業の取り扱い等

【関係法令】

地方自治法

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、予め総務大臣に協議しなければならない。

3 (略)

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部若しくは普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体若しくは普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下略)

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

(合併協議会の設置)

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画(以下「市町村建設計画」という。)の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又はその他の職員をもって充てる。

4 (略)

5 合併協議会には前項に定めるもののほか、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

協定項目の協議について

協定項目の内容

1. 基本的な協定項目

協定項目	内容
(1)合併の方式	<p>合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の2つの形態があり、今後の協議の土台をなすものです。</p> <p>「新設合併」とは、合併するすべての市町村（以下「関係市町村」という。）を廃して、新たに1つの市町村（以下「新市」という。）を置く場合をいいます。これにより、関係市町村の法人格は消滅し、新たな法人格が発生します。</p> <p>「編入合併」とは、1つの市、町、村の行政区域に別の市、町、村を加える場合をいい、この場合、編入する市町村の法人格には何ら影響はありませんが、編入される市町村の法人格は消滅することになります。</p>
(2)合併の期日	<p>合併の期日については、法律上の規定はありませんが、合併特例法の適用を受けようとするれば、平成17年3月31日が期限となります。</p> <p>最終的に合併の効力が発生する総務大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成、協議会でのさまざまな協議事項の協議、あるいは関係市町村の議会や県議会での議決、総務大臣による官報告示までの手続きなどかなりの期間（通常22ヶ月といわれている。）を要するため、時期については、関係市町村の事情も十分考慮し、慎重に選定する必要があります。</p>
(3)新市の名称	<p>新市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なります。</p> <p>新設合併の場合は、関係市町村がすべて廃されますので、新市の名称を決定しなければなりません。新市の名称は、住民生活の基本となることから、地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度に加え、住民の一体性を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択するよう協議会の場で十分協議することが必要です。</p>
(4)新市の事務所の位置	<p>新設合併の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。</p> <p>位置を定めるに当たっては、地方自治法第4条第2項で規定されている「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等に適切な考慮を払わなければならない」に留意しつつ、専ら機能的・効果的な役割分担の観点から決定する必要があります。</p>
(5)財産及び債務の取扱い。	<p>合併前の市町村が持っていた財産（土地、建物、債権及び債務等）は、新市に引き継ぐのが原則ですが、関係市町村の中に、その財産を新市に引き継ぐことが適当でない特別の事情がある場合は、協議により、地方自治法第294条に基づく財産区を設置することも可能です。</p> <p>また、関係市町村に存在する財産区についても協議をする必要があります。</p>

2. 合併特例法に定める協定項目

協定項目	内 容																								
(1) 新市の議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>新設合併の場合、関係市町村の法人格が消滅するため、議会議員はすべてその身分を失うことになるのが原則ですが、旧関係市町村の住民の意見を合併後の行政に反映させ、市町村建設計画の実施による新市の均衡ある整備計画を図る等の趣旨から、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表である議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。この措置を適用するか否かは、協議会で協議されることとなります。</p> <p>一般原則及び特例措置の内容は、次のとおりです。</p> <p>一般原則</p> <p>地方自治法第7条第6項（市町村の設置の告示）の新市設置の日から50日以内に同法第91条第1項の規定に基づき、新市の人口により算出された定数によって新市の議会議員の選挙を行います。これを表にすると下記のとおりになります。</p> <p>【参照】</p> <table border="1" data-bbox="592 949 1485 1218"> <thead> <tr> <th></th> <th>法令定数</th> <th>条例定数</th> <th>新市法令定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>打田町</td> <td>22</td> <td>16</td> <td rowspan="5">30</td> </tr> <tr> <td>粉河町</td> <td>22</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>那賀町</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>桃山町</td> <td>18</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>貴志川町</td> <td>26</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>106</td> <td>74</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>定数特例制度（合併特例法第6条第1項）</p> <p>新市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り（4年間）地方自治法第91条第1項に基づく定数の2倍（60人）まで議員を置くことができます。</p> <p>在任特例制度（合併特例法第7条第1項第1号）</p> <p>関係市町村の議会の議員は、最長2年間、新市の議員として在任できます。</p>		法令定数	条例定数	新市法令定数	打田町	22	16	30	粉河町	22	16	那賀町	18	12	桃山町	18	14	貴志川町	26	16	合計	106	74	
	法令定数	条例定数	新市法令定数																						
打田町	22	16	30																						
粉河町	22	16																							
那賀町	18	12																							
桃山町	18	14																							
貴志川町	26	16																							
合計	106	74																							
(2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	<p>農業委員会は、市町村に1つ置かれ、その選挙による委員の定数及び任期については、「農業委員会等に関する法律」に定められています。市町村の合併が行われた場合の選挙による委員の任期の取扱いについては、合併特例法第8条（任期等に関する法律）、農業委員会等に関する法律第34条（境界変更による特例）にそれぞれ特例措置が設けられています。</p> <p>なお、5町による新設合併の場合は、境界変更による特例〔区域面積24,000ha以上若しくは農地面積7,000ha以上の市町村は、2つ以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。〕は、該当しません。</p> <p>新設合併の場合、関係市町村の農業委員会は廃止され、農</p>																								

	<p>業委員会の委員は、すべて身分を失うのが原則です。また、上記のとおり5町による合併においては、1つの農業委員会となります。</p> <p>しかし、関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、新市の被選挙権を有することとなる者は、関係市町村の協議により10人以上80人以内の範囲で定められた数に限り、合併後1年以内で引き続き新市の選挙委員と在任することができます。(合併特例法第8条第1項・第2項)</p> <p>なお、選任による委員については、合併の日にあわせて速やかに選任する必要があります。</p> <p>【参考】</p> <table border="1" data-bbox="588 645 1485 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>打田町</th> <th>粉河町</th> <th>那賀町</th> <th>桃山町</th> <th>貴志川町</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙</td> <td>16</td> <td>25</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>選任</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>31</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>123</td> </tr> </tbody> </table> <p>協議により80名とした場合は、関係委員全員の互選で選出する。</p>		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	合計	選挙	16	25	17	17	16	91	選任	5	6	7	7	7	32	計	21	31	24	24	23	123
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	合計																							
選挙	16	25	17	17	16	91																							
選任	5	6	7	7	7	32																							
計	21	31	24	24	23	123																							
(3)一般職員の身分の取扱い	<p>新設合併においては、関係市町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は法律上失職することになります。</p> <p>しかし、合併特例法第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められていることから、新市の職務執行者が、それぞれの職員に対し、辞令を交付することになります。</p> <p>また、同法第9条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められていることから、勤務条件について十分検討を重ね、新市発足後の任用制度、給与等合併後著しい不均衡が生じないよう取決めを行うことが必要です。</p>																												
(4)地方税の取扱い	<p>合併特例法第10条第1項の規定により、合併後直ちに新市の全区域にわたって均一課税することが、かえって住民の負担にとって均衡を欠くことが認められる場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年間に限り、不均一課税ができるとされています。</p> <p>合併後不均一課税をするか否か、また、不均一課税をする場合には、その税目、実施期間等について協議を行うこととなります。</p>																												

3. その他の協定項目

(1)電算システムの取扱い	<p>関係市町村の各種電算システムについては、地域性や事務量等によって異なっており、住民サービスの維持・向上を前提に、既存システムの統合や新システムの構築について検討する必要があります。</p>
(2)特別職の身分の取扱い	<p>新設合併の場合、市町村長、助役、収入役、各種審議会等の特別職の委員は、すべて身分を失い、新市で新たな選挙、選任されることとなります。</p> <p>しかし、関係市町村の特別職が失職することにより、合併後の事務に支障が生じる可能性もあることから、これら特別職を新市において当分の間、参与、顧問等の特別職として位置づけるかどうかなどを協議会で協議する必要があります。</p>
(3)事務組織及び機構の取扱い	<p>新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要があります。</p> <p>新市の事務処理組織及び機構の設置は、新市の職務執行者が行うこととなりますが、将来の効率的な事務運営につながるべく協議を行い、内容を固めておくことが必要です。</p>
(4)条例・規則等の取扱い	<p>新設合併の場合、関係市町村の法人格が消滅するので、関係市町村で施行されていた条例・規則等はすべて失効し、新市の条例・規則等が施行されることとなります。</p> <p>ただし、新市の条例・規則等が施行されるまでの間は、新市の長の職務執行者は、暫定的な措置として従来その地域に施行されていた条例・規則等を引き続き施行することができます。</p> <p>また、新市の長の職務執行者は、必要と認めるときは、新しい条例を専決処分により制定することもできます。</p> <p>協議会においては、合併後どのような条例・規則等を暫定的に適用するのか、あるいは、新市の長の職務執行者専決処分によってどのような条例を制定するのかなど、整備の方針を定める十分な協議が必要です。</p>
(5)一部事務組合等の取扱い	<p>合併の際に、関係市町村が構成団体になっている地方自治法に定めのある一部事務組合については、合併前の市町村の法人格が消滅するので、関係市町村とこれら広域行政事務を共同で行っている関係地方自治体と協議のうえ、合併協議会でその取扱いを決める必要があります。</p>
(6)使用料・手数料等の取扱い	<p>保育料、施設使用料、ごみ収集・し尿処理手数料、その他各種手数料等は、関係市町村によって差があります。このため、協議会で内容を十分協議し、その調整や統一を行うにあたって住民生活に大きな影響を及ぼさない、かつ、住民の一体性確保を図ることに留意した配慮が必要です。</p> <p style="text-align: right;">(上水道使用料は別途記載)</p>
(7)公共的団体等の取扱い	<p>合併特例法では、公共的団体等（農協・商工会などの産業経済団体、青年団・婦人会などの文化事業団体等）は、合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされています。</p> <p>したがって、できる限り統合されるよう協議会で検討していくことが適当と考えられます。</p>

(8)補助金・交付金等の取扱い	<p>市町村は、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を支出し、財政的な支援を行っています。</p> <p>合併に際し、関係市町村で従来行ってきた補助制度の内容と、これから建設していく新市の振興にどのように役立っていくのか、新市の財政状況はどうかなど総合的に考え、補助条件等の調整を行う必要があります。</p>
(9)町名・字名の取扱い	<p>町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみこんだ、住民にとっても愛着が深い場合があります、合併しても従来どおり存続させるケースが多いようですが、同一または類似する町名・字名については、十分協議する必要があります。</p>
(10)慣行の取扱い	<p>市町村章、市町村の花・木・鳥、憲章、各種宣言、行事等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが深いものがあります。</p> <p>これらについては、存続するにせよ、統一するにせよ、地域の特性や住民の意向を十分尊重しながら、取扱いを協議することになります。</p>
(11)国民健康保険事業の取扱い	<p>国民健康保険は、市町村が保険者となり運営していますが、賦課方式、保険税率、納期等各市町村で異なっているため、一元化を図る必要があります。</p> <p>この場合、住民の負担と受けている給付内容について、新町の住民間で不均衡が生じないように、制度の効率化と円滑な統一にむけて調整することが求められます。</p> <p>たとえば、新市が税方式を採用した場合には、合併特例法第10条の規定による不均一課税を採ることができ、保険料方式においても同様の措置を採ることができます。また、住民に対し、医療費の高騰などにより、税率等を引き上げざるを得ない場合には、十分な説明を行う必要があります。</p>
(12)介護保険事業の取扱い	<p>介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なっている場合があります、早期に一体性の確保に努める必要があります。</p>
(13)上下水道事業の取扱い	<p>上水道事業については、生活に重要な影響のある地方公営企業等として、独立採算性を原則としており、各市町村によって、事業規模、制度運営、給水条件、使用料金等に差があります。</p> <p>市町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、新市の上水道事業の運営について検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整する必要があります。</p>
(14)消防団の取扱い	<p>消防団は、合併時に統合することが適切ですが、関係市町村において組織構成、待遇など異なるので、協議によりそれらを調整することが必要です。</p>
(15)行政区の取扱い	<p>行政区については、関係市町村間で規模、区長報酬、助成金の額等についての相違があることから、統一した基準を定め、新市ではそれに基づき実施することができるよう調整する必要があります。</p> <p>ただ、現在の行政区についての歴史的な経緯や冠婚葬祭等、住民互助的な行事に対する住民感情を考慮し、十分地域の実情を把握したうえで、慎重に調整することが重要です。</p>
(16)各種事務事業の取扱い	<p>上記のほかにも、福祉、保健衛生、建設、産業、教育等あらゆる分野の住民負担や行政サービスがありますが、関係市</p>

	<p>町村で異なっているものが多く、調整が必要です。</p> <p>これらは、住民生活に直接大きな影響を及ぼすものであり、その取扱いについては急激な変化を及ぼすことのないよう十分留意し、調整する必要があります。</p>
--	---

4.(1) 新市建設計画（市町村建設計画）

市町村建設計画とは	<p>市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを提示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。また、市町村建設計画を基礎として様々な財政措置が講じられることになっています。</p>
市町村建設計画の内容	<p>市町村建設計画の内容については、あくまでも合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断によって決定されるものですが、合併特例法第5条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されています。</p> <p>合併市町村の建設の基本方針 合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項 公共的施設の総合整備に関する事項 合併市町村の財政計画</p>
作成上の留意事項	<p>計画が単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画であること。</p> <p>計画の内容が現実困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画のつなぎあわせだけのものではなく、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画であること。</p> <p>合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新市の建設を進めるための推進基盤を確立するための計画であること。</p> <p>市町村建設計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担っているとともに、あわせて組織及び運営の合理化を図るための計画であること。</p> <p>合併に伴う役場庁舎等の廃止によって寂れてしまうことが懸念される地域について、振興整備等の方策が特に市町村建設計画に明確に位置づけられるべき計画であること。</p>
県知事との協議	<p>市町村建設計画を作成するときは、県知事と協議しなければならないと合併特例法第5条第3項に規定されています。</p>

協議の方針

基本的な協定項目、合併特例法に定める協定項目及びその他の協定項目の協議に当たっては、次の6つの原則を踏まえて行うことが必要とされています。また、市町村建設計画については、上記の留意事項に基づいて作成しなければなりません。

一体性確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障のないように速やかに一体性の確保に努める。

新市に移行する際、住民生活に混乱をきたすことがあってはならない。特に、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービスや各種施設の利用など住民の生活に直接関わる事項については、支障が生じないように速やかに一体性の確保に努めるものとする。

住民福祉向上の原則

より一層の住民サービスと住民福祉の向上に努める。

現在5町が行っている各種の事務事業で、そのサービスに5町で差異があるものについては、現行サービスの水準を低下させないことを原則として統合するよう事務事業を調整するものとする。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差の解消に努める。

市税や保険料、各種の手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金において、負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないように十分配慮するとともに、5町の行政格差の解消に努めるものとする。

健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営に努める。

新市において多様化・高度化する行政需要を的確に応えられるように、経常経費と投資的経費の均衡に配慮し、地方分権時代に対応可能な健全な財政運営に努めることとする。

行政改革推進の原則

行政改革を推進し、事務事業の見直しに努める。

最小の経費で最大の効果をあげることを基本とした行政改革を推進し、今後自治体が行う事務事業はどうあるべきかという視点に立って、事務事業の見直しに努めるものとする。

適正規模準拠の原則

新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

新市の人口規模、面積規模に見合った行財政運営を行うこととし、新市の規模に類似した他町の状況も考慮して事務事業の見直しに努めるものとする。

調整方針の分類

事務事業の調整方針は、おおむね次のとおり分類することとする。また、調整方針については、基本的な方針を合併協議会で協議することとし、詳細は行政事務レベル（専門部会等）で調整を図るものとする。

現行のとおりとする。

5町で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項をいう。

新市発足の日からそのまま新市へ移行することが適当な事項に用いられる。

合併時に統合する。

5町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項で、新市発足の日から施行する事項をいう。

いずれかの町の例に倣い調整する方法とまったく新しく制度化する方法があるが、協議会において調整方針（方向）を決定し、5町において合併までに調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いることとする。

新市において策定する。

5町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日から施行するよりも、新市において、新市の状況を見ながらできるだけ速やかに策定した方が適当な事項をいう。

協議会において調整方針（方向）を決定し、合併後、新市において速やかに調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いることとする。

合併後に統合する。

5町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日から当分の間は、旧町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項をいう。

協議会において調整方針（方向）を決定し、合併後、新市において調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いることとする。

合併時に廃止する。

5町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日の前日までに廃止する事項をいう。

社会情勢の変化により制度の必要がなくなり廃止することが適当な事項に用いることとする。

合併後に廃止する。

5町で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日から当分の間は、旧町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項をいう。

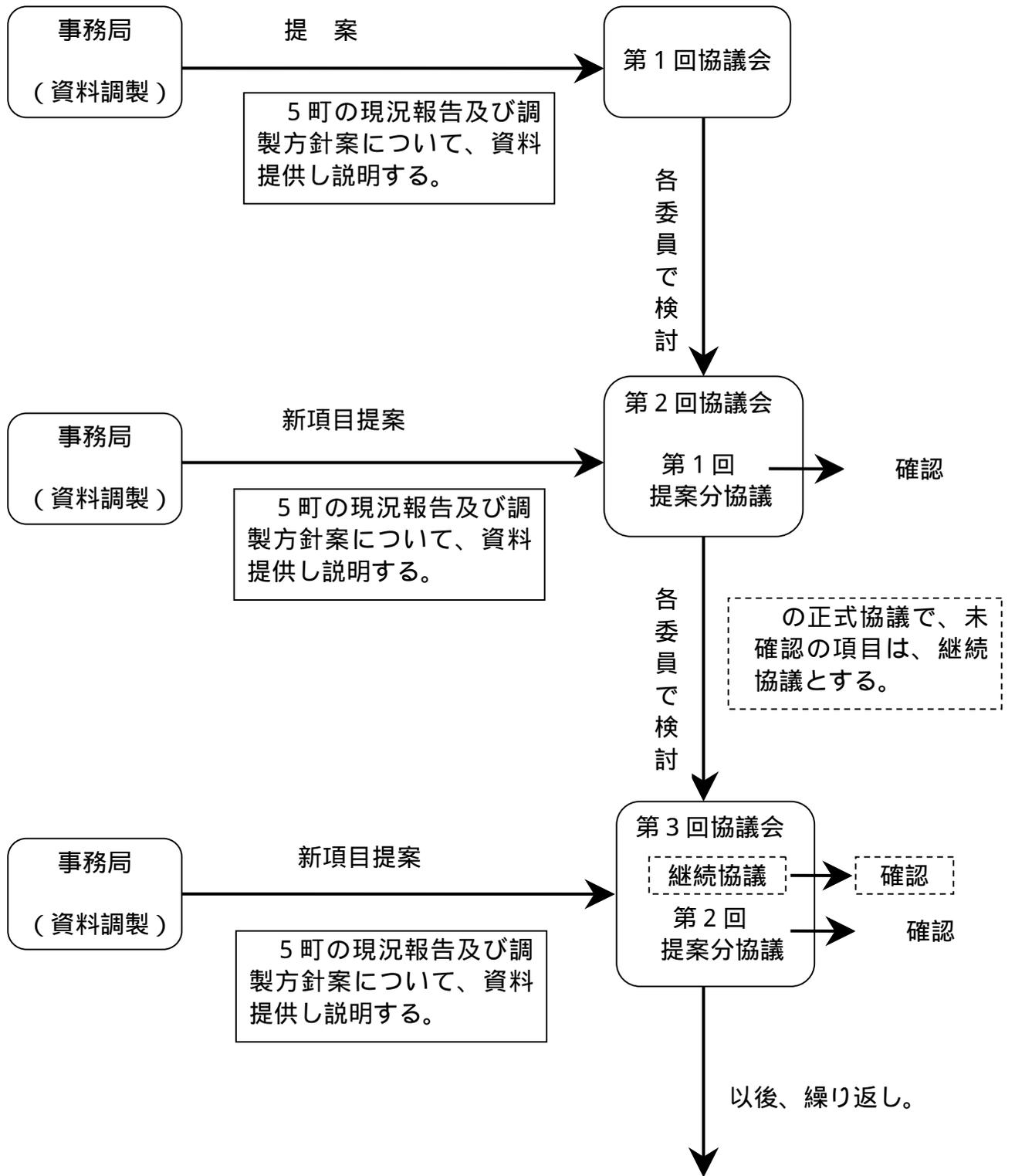
協議会において調整方針（方向）を決定し、合併後、新市において調整方針に従い具体的に調整することが適当な事項に用いることとする。

調整方針案を作成する事項

住民生活に深く関わりのある事項に絞って、調整方針案を作成。

住民の負担増を伴うもの、住民サービスが低下するものにあっては、具体的な理由を明記すること。

合併協議会協議手順



合併協議会では、まず、協議日程に基づき現況報告及び調整方針案について事務局より資料提供し、説明をします。これを各委員においてご検討していただき、次回協議会で確認（場合により継続協議）します。このとき、次の提案項目の現況報告及び調整方針案について事務局より資料提供し、説明をします。
この手順の繰り返しにより、項目を1つずつ協議していきます。

「新設合併」と「編入合併」の合併形態について		
分類	新設合併(対等合併)	編入合併(吸収合併)
合併市町村の名称	・合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	・編入をする市町村の名称となる。
事務所の位置	・合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。	・編入をする市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い	・合併市町村が引き継ぐ。	・編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の議員は、その身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員選挙を行い、任期は選挙の日から4年。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員をおくことができる。(定数特例制度) 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。(在任特例制度) 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入をする市町村の議員は、そのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。(但し、合併により著しく人口の増加があった場合は、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) 任期は、編入をする市町村の議員の残任期間。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例制度) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。(在任特例制度) 尚、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の要員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、10人から80人の範囲で1年以内の間在任できる。 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の委員は、その身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分の取扱い	・引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	・編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	・合併関係市町村の特別職は失職する。なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。	・編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失う。
条例・規則等の取扱い	・合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	・編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。
建設計画	・合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	・少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

那賀地域5町の状況

内 容		単 位	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	5 町 合 計	備 考	
町 村 面 積		km ²	48.45	77.73	28.12	51.75	22.49	228.54		
人 口	住基人口 (H16. 2. 1)	人	15,204	16,714	8,951	8,230	21,938	71,037		
	国調人口 (H12.10. 1)	人	15,194	16,918	8,835	8,041	21,079	70,067		
	国調人口 (H 7.10. 1)	人	14,635	17,016	9,103	8,026	20,022	68,802		
	有権者数 (H15.12.1)	人	12,206	13,471	7,403	6,645	16,838	56,563		
世 帯	住基世帯 (H16. 2. 1)	世帯	5,149	5,464	3,085	2,819	7,259	23,776		
	国調世帯 (H12.10. 1)	世帯	4,950	5,006	2,826	2,540	6,634	21,956		
	国調世帯 (H 7.10. 1)	世帯	4,326	4,833	2,732	2,353	5,929	20,173		
2000 世界農林業センサス (H12. 2. 1)	農家数	戸	1,242	1,630	709	857	825	5,263		
	農家人口	人	5,281	6,843	3,057	3,319	3,444	21,944		
	耕地面積	Ha	813	1,487	635	622	471	4,028		
事業所・企業調査 (H13.10. 1)	事業所数		672	590	409	338	800	2809		
	従業者数	人	5,860	4,349	2,589	3,055	5,243	21,096		
商業調査 (H14. 6. 1)	商店数		201	193	146	97	192	829		
	従業者数	人	1,221	919	525	427	1,312	4,404		
	年間商品販売額	万円	2,486,045	1,263,925	891,139	523,302	2,045,991	7,210,402		
工業調査 (H14.12.31)	事業所数		45	29	21	34	36	165		
	従業者数	人	861	760	357	1,025	761	3,764		
	製造品出荷額等	百万円	16,967	18,443	6,611	30,151	13,632	85,804		
児童・生徒数 (H16 見込)	小学校	人	872	1,013	465	484	1,538	4,372		
	中学校	人	468	508	244	231	817	2,268		
決算収支 (H14 年度)	歳 入	歳入総額	千円	5,373,777	6,319,007	4,157,054	4,380,897	6,039,758	26,270,493	
		地方税	千円	1,717,667	1,487,122	668,489	885,319	1,763,964	6,522,561	
		地方交付税	千円	1,832,750	2,435,655	1,876,714	1,519,819	2,091,213	9,756,151	
	歳 出	歳出総額	千円	5,106,807	6,063,281	4,088,885	4,254,567	5,939,811	25,453,351	
		人件費	千円	1,242,758	1,363,230	992,652	898,990	1,322,400	5,820,030	
		公債費	千円	779,191	803,023	680,191	374,058	949,275	3,585,738	
標準財政規模 (H15 年度)			3,207,771	3,847,788	2,271,009	2,113,561	3,721,952	15,162,081		
基準財政需要額 (H15 年度)		千円	2,774,777	3,062,519	1,867,798	1,859,675	3,207,548	12,772,317		
財政力指数 (3年平均)			0.495	0.393	0.304	0.417	0.492	0.430		
実質収支比率 (H14 年度末)		%	4.6	5.7	1.5	4.5	2.7	4.1		
公債費比率 (H14 年度末)		%	12.5	18.0	15.4	10.6	20.8	16.1		
起債制限比率 (H14 年単年)		%	7.5	10.0	11.6	5.3	11.6	9.3		
経常収支比率 (H14 年度末)		%	87.8	89.1	88.3	91.2	93.5	90.1		
地方債現在高 (H14 年度末)		千円	5,140,559	4,977,502	4,196,400	2,734,340	7,386,365	24,435,166		
職員数 (H15. 4. 1 定員管理調査)		人	158	173	121	122	172	746		

地方交付税交付金 = 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。

標準財政規模 = 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

基準財政需要額 = 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。

財政力指数 = 地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値を用いる。この指数が1に近い(あるいは1を超える)ほど財政に余裕があるとされている。

実質収支比率 = 実質収支を標準財政規模で除したものの、大きければよいというものではなく、通常3~5%が適当とされている。

公債費比率 = 地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金(普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く)に充当された一般財源

起債制限比率 = の標準財政規模に対する割合。
 = 地方債の許可に係る指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分及び事業費補正により基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、通常3ヵ年平均が用いられる。

経常収支比率 = 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。

市と町の主な相違点

項目	市の場合	町の場合	根拠法令等	
議会議員の定数	人口5万人以上10万人未満の市 30人	人口2万人以上の町村 26人	地方自治法第91条第2項	
議会の召集の告示	開会の日7日前までに告示	開会の日3日前までに告示	地方自治法第101条第2項	
議決事項	工事等の契約 1億5千万円以上 不動産、動産等の売買(土地は1件5,000㎡以上) 2千万円以上	工事等の契約 5千万円以上 不動産、動産等の売買(土地は1件5,000㎡以上) 700万円以上	地方自治法第96条 地方自治法施行令第121条の2	
選挙制度	選挙管理委員会	市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置く。	地方自治法第191条第1項	
	告示期間	指定都市以外の市の議員および長の告示は少なくとも7日前に	公職選挙法第33条第5項 公職選挙法第34条第6項	
	選挙供託金	市長 100万円 議員 30万円	町長 50万円 議員 なし	公職選挙法第92条第1項
	選挙運動用はがきの枚数	市長 8,000枚 議員 2,000枚	町長 2,500枚 議員 800枚	公職選挙法第142条第1項
	選挙運動の公費負担	条例の定めにより、議員および市長の選挙における選挙運動用自動車の使用およびポスターの作成の費用を公費負担とすることができる。	公費負担することができない。	公職選挙法第141条第9項 公職選挙法第143条第15項
監査委員	監査委員の定数は、人口25万人未満の市は、3人または2人(条例で定める)	監査委員の定数は、2人	地方自治法第195条第2項	
収入役・出納員の設置	市に収入役を置く。 収入役の事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置く。	町に収入役を置く。ただし、町は、条例で収入役を置かず助役にその事務を兼掌させることができる。 収入役の事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置く。ただし、町は、出納員を置かないことができる。	地方自治法第168条第2項 地方自治法第171条第1項	
地方交付税:普通交付税	福祉事務所の設置および生活保護等に要する経費について、地方公共団体の基準財政需要額に算入される。	左記経費は、地方交付税の基準財政需要額に算入されない。	地方交付税法	
地方交付税:特別交付税	国の市配分の枠の中から直接決定される。	県の町村配分の枠の中から配分される。	地方交付税法	
住民税	県民税	個人均等割の標準税率は1,000円	個人均等割の標準税率は1,000円	地方税法第38条
	市町村民税	人口5万人以上50万人未満の市の個人均等割の税額は、年額2,500円	町の個人均等割の税額は、年額2,000円	地方税法第310条第1項
福祉事務所の設置	条例で、福祉事務所を設置しなければならない。(義務)	条例で福祉事務所を設置することができる。(任意)	社会福祉事業法第13条第1項、第3項	
社会福祉主事の設置等	市に社会福祉主事を置く。 社会福祉主事は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の設置に関する事務を行う。(市が直接事務を行う)	町に社会福祉主事を置くことができる。 社会福祉主事を置かない町は、社会福祉事務所を設置する県の福祉主事が福祉6法に係る事務処理を行い、町は県の補充事務(窓口事務)を行う。	社会福祉事業法第17条第1項、第2項	
障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の認定等	市は、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の認定及び支給等を行う。	福祉事務所を設置していない町は、県が行う。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、第26条の2等	
児童扶養手当の受給資格の認定等	市は、児童扶養手当の受給資格の認定及び支給等を行う。	福祉事務所を設置していない町は、県が行う。	児童扶養手当法第4条等	
民生委員の定数	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人(人口10万人未満の市)	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人	民生委員法第4条	
商工会議所の設置	商工会議所を設置することができる。	原則として設置はできないが、地方自治法第8条第1項第3号に定められた要件を備えていれば、設置することができる。(同種団体として商工会がある。)	商工会議所法第8条	

新市の名称について

協議の基本項目において最も検討に時間を要することが予想される項目の一つです。過去の事例においても第1回の協議会から話し合いを開始し、小委員会等において協議しても調整のつかない場合があります。特に新設合併の場合、旧市町村間のメンツも絡んで解決困難な場合が少なくありません。

過去の例では、紛糾した場合には協議会自身で判断がつかず、首長の判断、又は住民の意向に委ねられたこともありました。前者においては、協議会における協議の積み重ね及び信頼関係の醸成があつてこそ、当事者全員が納得して首長に一任できるものと考えられます。後者においては、名称の公募をしたうえで意向調査を行うという手順を踏むのが丁寧な方法ですが、意向調査の際に現在の名称を入れるかどうかで紛糾する可能性があります。すなわち、現在の名称を入れると、人口規模の大きい市町村の名称が選ばれるという危惧があるためです。また、意向調査の結果で決定する旨の事前合意がない場合（例：意向調査の結果以外の名称をも選考会の対象にする）には、意向調査自体が徒労に終わる恐れがあることに留意すべきです。

具体的な名称については、従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものも多かったようですが、最近では、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく対外的にも覚えやすい名称を選択することが多いようです。

【例】

あきる野市

合併協議最大の難題であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前を捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案が出されたが、五日市側は、あくまで五日市の名称にこだわる姿勢があつたため、なかなか決まらない状況であった。

そこで、小委員会において住民アンケート、東京都知事一任などの案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致を見ずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により、地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。

篠山市

任意協議会で新市の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが一致を見ず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果・一体感醸成の観点から最終的に決定した。

西東京市

住民公募の後、小委員会を設置した上で10点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、8,700件、3,000種類に及ぶ応募があつた。

選定は困難を極めたが、地理的イメージ、地域の特長、歴史・文化、市民の理想表現、合併記念、その他の分類で絞り込みを行った。その上で市民意向調査により市民の投票数の最も多かった「西東京市」を新市名として決定した。

あさぎり町

一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果3,981件に及ぶ応募があつた。

応募の中から「新町候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全会一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。

1. 基本的な考え方

新設合併とは、5町を廃してその区域をもって新たに市を置くことです。このことは、5町の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するものです。（合併特例法第2条第2項：市町村合併研究会逐条解説）

よって、5町の名称は全て廃されることとなりますから、新市の名称を新たに定める必要があります。
 なお、名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができます。

2. 検討に当たっての留意事項

名称の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字の準じた字体を用いてもよい。（昭和33年4月21日 通知）

3. 市町村名の表し方

- (1) 名称を漢字のみで表している市町村
和歌山市、橋本市、海南市ほか全国に多数あり。
- (2) 名称をひらがなで表している市町村
むつ市（青森県）つくば市（茨城県）びわ市（滋賀県）いわき市（福島県）えりも町（北海道）すさみ町（和歌山県）ひたちなか市（茨城県）かつらぎ町（和歌山県）むつみ村（山口県）えびの市（宮崎県）さいたま市（埼玉県）
- (3) 名称を漢字及びひらがなで表している市町村
あきる野市（東京都）
- (4) 名称をカタカナで表している市町村
ニセコ町（北海道）マキノ町（滋賀県）

町の名称の由来、町のなりたち

町名	町の名称の由来	町のなりたち
打田町	<p>「打田」の名称は遠い昔、現在の大字打田地区が紀の川の内にあった田、紀の川と烏子川の内にあった田ということで「内田」と呼ばれていましたがいつしかこの地区が「内田」「打田」に変わったらしい。(紀伊続風土記より)</p> <p>明治33年和歌山線が開通し土地の地名から駅名が「打田駅」となり、昭和31年の町村合併時の町名選定において田中村の田、池田村の田、が残り新町の中心部であり56年間呼びなれた「打田駅」の駅名を用いて「打田町」と決定したものである。</p>	<p>明治22年12月 池田村、田中村(廃藩置県による)</p> <p>昭和31年3月 2村が合併 打田町</p>
粉河町	<p>「粉河」の名前は、国宝に指定されている鎌倉時代初期の仏教説話画「粉河寺縁起絵巻」の中で触れられています。縁起絵巻は二つの話から成っており、一つ目は絵巻の約半分を使って書かれている、千手千眼観世音出現に係わる創立縁起、二つ目は残り半分を使って書かれている、河内国長者の娘に対する病気治癒に関わる千手千眼観世音の靈験記となっています。この二つ目の話に、粉河の名の由来に関する記述があります。</p> <p>(粉河町町勢要覧「ゆうゆう粉河」から)</p>	<p>明治22年12月 粉河村、長田村、竜門村、川原村、鞆淵村</p> <p>明治27年5月 粉河村 粉河町(町制施行)</p> <p>昭和30年4月 粉河町・長田村・竜門村・川原村が合併し、粉河町制施行</p> <p>昭和30年7月 王子村の一部(東野・井田)境界変更</p> <p>昭和31年9月 鞆淵村が粉河町に編入</p>
那賀町	<p>「那賀」という地名は、七世紀以来のこの地域の郡名である。</p> <p>その由来は、一般的には「長(なが)」を称する豪族がこの地域に根をはっていた事が平安時代以降の文献にかなり多く登場している。</p> <p>その中、九世紀中ごろから十二世紀末にいたる時期の長氏は「那賀」を名のり、その史料の中に身分として「長判官代」とあることから、郡郷名の「那賀」が「長」に由来したと考えられている。本町はその郡名を町名に用いたものである。</p>	<p>明治22年12月 名手村、上名手村、麻生津村、狩宿村、王子村</p> <p>大正3年4月 名手村 名手町(町制施行)</p> <p>昭和30年7月 5町村が合併(王子村の一部は粉河町に)</p>
桃山町	<p>那賀郡は、最古の漢和辞書「倭名類聚抄」によると、神戸、^{なて}右手(名手)、神門、那賀、荒川、山崎、埴崎の七郷があったと記され、「紀伊続風土記」によれば荒川は「^{なかんずく}就中、最も古い郷」といわれ、荒川郷は中世に荒川荘となり、近世以前には安楽川荘とも表記されるようになり、隣接する調月荘、細野荘とともに高野山の寺領であった。</p> <p>安楽川地区は、古くから桃の栽培が行われ、和歌山県における桃栽培の発祥の地とされ、1782年(天明2年)に段新田の旧家・^{むらがきやそはち}村垣弥惣八が摂津の国(いまの大阪府)から桃の苗木を持ち帰ったのが始まりとされ、今では「あら川の桃」として全国的に知られている。</p> <p>現在の「桃山町」は、昭和の町村合併により安楽川町、奥安楽川村、調月村が合併し、その後細野村の垣内、中畑、峯、根来窪が編入し町域が確定したが、町名については、町民からの公募により、全国的に知られた桃の郷にさわしい町名として「桃山町」が選ばれた。</p> <p>(桃山町誌「歴史との対話」から一部抜粋)</p>	<p>明治22年4月1日 安楽川村、奥安楽川村、調月村、細野村</p> <p>昭和28年1月1日 安楽川村 安楽川町(町制施行)</p> <p>昭和31年8月1日 安楽川町・奥安楽川村・調月村が合併し桃山町に</p> <p>昭和32年8月1日 細野村の一部(垣内、中畑、峯、根来窪)が桃山町に編入</p>
貴志川町	<p>昔この地は、貴志荘及び吉仲荘と呼ばれていました。江戸時代に入り、貴志荘に属する14ヶ村のうち3ヶ村が高野領となり、残りの11ヶ村は藩領に属することになりました。また、吉仲荘に属する1ヶ村も2つに分かれて藩領に属することになり、庄屋制度が敷かれていました。明治時代に入り、庄屋制度の廃止、区制の配布、戸長役場の設置などの改革を経て、明治22年4月に中貴志村、東貴志村、西貴志村、丸栖村と改称されました。</p> <p>(貴志川町勢要覧「躍動の舞台」から)</p>	<p>昭和30年3月31日 中貴志村、東貴志村、西貴志村、丸栖村が合併し、貴志川町制施行。</p>

新市の名称に関する公募例

	南アルプス市	東かがわ市	あさぎり町	さぬき市	西東京市	田辺広域合併協議会	海南市・下津町合併協議会
公募に関する周知の方法	合併協議会だより ホームページ 各町村広報誌	合併協議会だより ホームページ 各町村広報誌 応募チラシ	合併協議会だより ホームページ 各町村広報誌 応募チラシ	<p>・選定方法 関係市町村で実施したアンケート調査をもとに、各町より10の紳士の名称案をそれぞれ提出、50の名称案の中から協議会で決定。</p> <p>・選定理由 香川県の旧国名であり、全国的にも知れ渡った知名度を有する。 住民アンケート調査等にもふさわしいという意見が多かった。 新市のまちづくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称である。</p>	合併協議会だより 市広報 新聞 ホームページ	合併協議会だより 各町広報誌 ホームページ等	合併協議会だより ホームページ 各町村広報誌 応募チラシ
公募要綱等の制定	-	-			有	有	有
公募期間	30日 (H.14.6.1~6.30)	86日 (H.12.6.7~8.31)	66日 (H.13.6.11~8.15)		61日 (H.11.11.1~12.31)	41日 (H.16.1.16~2.25)	46日 (H.15.12.1~H16.1.15)
応募方法	応募はがき 官製はがき eメール ファクス	はがき 封書 ファクス eメール	応募はがき 官製はがき eメール ファクス ホームページ		応募はがき 官製はがき eメール ファクス	はがき 封書 ファックス eメール	応募はがき 官製はがき 封書 ファックス eメール
応募資格	原則として、合併関係市町村の住民	制限なし	制限なし		制限なし	和歌山県内在住	制限なし
応募・記載の内容	新市名 新市名の理由 住所 氏名 年齢 電話番号	まちの名称 名称の意味又は理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号	新町の名称 提案理由(名前の意味) 郵便番号 住所 氏名 年齢 郵便番号		新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 電話番号	新市の名称 名称の意味又は理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号	新市の名称 名称の理由(省略可) 郵便番号 住所 氏名 年齢 性別 電話番号
懸賞等	優秀賞：1人 (20万円分の旅行券) その他：佳作、特別賞	名付け親賞：1名 (10万円分商品券) アイデア賞：10名以内 (1万円分図書券) ユーモア賞：20名 (5万円分図書券)	名付け親賞：1名 (10万円現金若しくは旅行券) 特別賞：10名 (現金1万円) その他の賞(お楽しみ)		名付け親賞：1名 (10万円分の旅行券) その他の賞：数人 (図書券・テレカ)	名付け親賞：1名 (新市名に選ばれた名称の応募者の中から記念品) その他の賞：5人 (応募者全体の中から記念品)	名付け親大賞：1名 (10万円分の商品券) 名付け親賞：5名 (3万円分の商品券又は図書券) 特別賞：10名 (1万円分の商品券又は図書券)
その他	同一人の同一名称の応募は1点限り有効	同左	同左		同左	同一人による応募は、1点限り	同一人の同一名称の応募は1点限り有効

新市における行政機関の配置・行政サービス提供体制の基本的な考え方、並びに新市建設計画における基本方針等を考慮する。

・新市の事務所の位置の考え方

現有庁舎の一つを、新庁舎とする。
 ただし、1庁舎で本庁機能を全て備えることが難しいと考えられる場合分庁方式等を検討する。
 新庁舎を建設する。
 現行の行政サービスが提供できるよう本庁と併せ行政機関（支所）を設置する。

・先進事例

篠山市

平成11年4月1日、兵庫県多紀郡篠山町・西紀町・丹南町・今田町の4町が合併し、市制を施行。（多紀郡消滅）
 新市の事務所の位置は、多紀郡篠山町北新町41番地とする。（現在は、兵庫県篠山市北新町41。）旧篠山町役場

西東京市

平成13年1月21日、東京都田無市、保谷市の2市が合併。
 新市の事務所の位置は、田無市南町5丁目6番13号とする。（現在は、東京都西東京市南町5丁目6番13号。）旧田無市役所。

さぬき市

平成14年4月1日、香川県大川郡津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町の5町が合併し、市制を施行。
 新市の事務所の位置は、香川県大川郡志度町大字志度5385番地8とする。（現在、香川県さぬき市志度5385番地8。）旧志度町役場。

あさぎり町

平成15年4月1日、熊本県球磨郡上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の1町4村が合併。
 新市の事務所の位置は、熊本県球磨郡免田町甲宇久鹿1,199番地とする。（現在、熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地）旧免田町役場。

東かがわ市

平成15年4月1日、香川県大川郡引田町、白鳥町、大内町の3町が合併し、市制を施行。（大川郡消滅）
 新市の事務所の位置は、香川県大川郡白鳥町湊1847番地1とする。（現在、香川県東かがわ市湊1847番地1）旧白鳥町役場。

南アルプス市

平成15年4月1日、山梨県中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の4町2村が合併。
 新市の事務所の位置は、山梨県中巨摩郡櫛形町小笠原376番地とする。（現在、山梨県南アルプス市小笠原376番地）旧櫛形町役場。

<参考>

篠山市支所設置条例（抜粋）

（設置）
 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。

（名称及び位置等）
 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
篠山市城東支所	篠山市日置385番地の1	旧城東町区域
篠山市多紀支所	篠山市福住344番地の1	旧多紀町区域
篠山市西紀支所	篠山市宮田240番地	旧西紀町区域
篠山市丹南支所	篠山市杉7番地の1	旧丹南町区域
篠山市今田支所	篠山市今田町今田新田14番地の1	旧今田町区域

篠山市支所事務分掌規則（抜粋）

（趣旨）
 第1条 この規則は、篠山市支所設置規則条例（平成11年篠山市条例第8号）第1条に規定する支所の事務を処理させるため、次の担当を置く。

城東支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
多紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
西紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	西紀分室担当
丹南支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
今田支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	

（職の設置）
 第2条 支所に支所長を置く。
 2 支所に次長を置くことができる。
 3 担当に係長を置くことができる。

那賀5町合併協議会資料

町名	打田町				粉河町				那賀町				桃山町				貴志川町						
	区分	構造等	延面積	備考	区分	構造等	延面積	備考	区分	構造等	延面積	備考	区分	構造等	延面積	備考	区分	構造等	延面積	備考			
庁舎の概要	役場庁舎	RC4F(5F)	3,264.608	S52 完成	役場庁舎	RC3F	1,340.33	S32 完成	役場庁舎	RC3F	1,805.14	S47 完成	役場庁舎	RC3F	1,639.61	S49 完成	役場庁舎	RC3F	3,082	S56 完成			
	内 訳	1F	1,088.763		" 増築	RC4F	1,230.00	S39 完成	内 訳	1F	607.78		内 訳	1F	736.19		内 訳	1F	1,343				
		2F	946.431			RC4F 鉄骨造	50.40	H3 完成		2F	579.09	塔屋		2F	446.87			2F	854				
		3F	550.278			1F	248.89			3F	584.90	32.56		3F	456.55			3F	885				
	概 要	農業構造改善センター	RC2F	264.00	S53 完成	内 訳	2F	316.57		書庫・機械室等	RC2F	223.10	S47 完成	別館	鉄骨 2F	134.81	H4 完成	生涯学習センター	RC2F	4,740	H6 完成		
		保健福祉センター	RC5F	5,355.96	H10 完成		3F	316.57		車庫	鉄骨造	246.80	S47 完成	就業センター	RC3F	667.54	S54 完成	浄水場	RC1F	571	S51		
		公民館	RC3F	1,406.36	S48 完成		4F	291.37		農業構造改善センター	RC2F	498.45	S47 完成	車庫	鉄骨造	541.12	H2,14 完成	トレーニングセンター	鉄骨 1F	299	H15		
							東別館	RC3F	956.32	S46 完成	保健福祉センター	RC3F	2,583.13	H9 完成	書庫	鉄骨平屋	81.25	H14 完成	保健福祉センター	RC3F	1,489	H12	
					粉河ふるさとセンター	RC2F	5,521.96	H6 完成	アムニティセンター	鉄骨造	1,995.78	H5 完成	桃山会館	RC 平屋	1,426.22	S57 完成	保健福祉センター	RC3F	529				
					鞆渚支所(自然休養村)	RC2F	697.40	S55 完成	水道課	RC 平屋	228.52	S43 完成	IT 親子ホール	RC3F	1,174.45	H14 完成	センター	1F	579				
													コミセン	RC3F	1,010.36	H5 完成	2F	579					
																	3F	381					
職員数	H15.4.1 現在				H15.4.1 現在				H15.4.1 現在				H15.4.1 現在				H15.4.1 現在						
	町長部局		131	130	町長部局		136	144	町長部局		104	101	町長部局		89	102	町長部局		139	134			
	議会事務局		3	3	議会事務局		3	3	議会事務局		3	2	議会事務局		3	3	議会事務局		3	3			
	教育委員会		18	16	教育委員会		24	19	教育委員会		21	13	教育委員会		17	11	教育委員会		33	23			
	選挙管理委員会			(兼務) 1	選挙管理委員会		1	(兼務) 1	選挙管理委員会		1	(兼務) 1	選挙管理委員会		2	(兼務) 2	選挙管理委員会		1	1			
	監査事務局			(兼務) 1	監査事務局		1	(兼務) 1	監査事務局				監査事務局		1	(兼務) 1	監査事務局						
	農業委員会			(兼務) 2	農業委員会		3	(兼務) 2	農業委員会		1	(兼務) 1	農業委員会		2	(兼務) 2	農業委員会		2	2			
	地方公営企業		7	7	地方公営企業		7	6	地方公営企業		5	4	水道企業		7	5	地方公営企業		6	6			
	計		159	156	計		175	172	計		135	120	計		121	121	計		184	169			
	事業所別職員数	事業所名	人数	内 訳		事業所名	人数	内 訳		事業所名	人数	内 訳		事業所名	人数	内 訳		事業所名	人数	内 訳			
			職員	嘱託	臨時			職員	臨時			職員	嘱託	臨時			職員	嘱託	臨時				
役場庁舎		97	89	2	6	役場庁舎	153	121	32	役場庁舎	87	71	6	10	役場庁舎	91	81	10	役場庁舎	115	102	2	11
教育委員会		16	13	1	2	教育委員会	28	18	10	アムニティセンター	10	9	1		教育委員会	11	10	1	教育委員会	36	17	10	9
古和田会館		3	3			小学校	9	0	9	教育委員会	15	12	1	2	保健福祉センター	12	9	3	小学校	22	5		17
小学校		2	2			中学校	4	0	4	水道課	5	4	1		スポーツセンター	7	1	6	中学校	3	1		2
中学校		2	1		1	保育所	39	22	17	保育所	31	20	3	8	IT 親子ホール	4	1	3	保育所	60	31		29
保育所		50	28	2	20	社会福祉協議会	1	1	0	給食センター	7	1	6		コミセン	1	1		社会福祉協議会	1	1		
美化センター		9	8	1		白水園	1	1	0	合併協議会	3	3			幼稚園	3	3		上下水道課	10	8		2
水道課		8	7	1		水道	6	6	0	社会福祉協議会	1		1		保育所	22	12	10	保育園-人材	1	1		
合併協議会	3	3			合併協議会	3	3							小学校	10		10	合併協議会	3	3			
社会福祉協議会	2	2												中学校	4		4						
計		192	156	7	29	計	244	172	72	計	159	120	11	28	計	168	121	47	計	251	169	12	70
主要官公署	<ul style="list-style-type: none"> 駅 (JR 和歌山) 打田駅、下井阪駅 郵便局 池田、南中、打田、下井阪簡易 警察署 打田警察官駐在所、井阪警察官駐在所、南中警察官駐在所 国の機関 県の機関 				<ul style="list-style-type: none"> 駅 (JR 和歌山線) 粉河駅、紀伊長田駅 郵便局 粉河、川原、長田駅前、荒見、北石町、鞆渚 警察署 粉河幹部交番、鞆渚警察官駐在所 国の機関 粉河税務署 県の機関 粉河高校、県果樹試験場かき・もも研究所 				<ul style="list-style-type: none"> 駅 (JR 和歌山線) 名手駅 郵便局 名手郵便局、麻生津郵便局 警察署 岩出警察署那賀交番 国の機関 県の機関 県立高等看護学院 				<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 桃山郵便局、桃山黒川郵便局 警察署 楽川警察官駐在所、調月警察官駐在所 国の機関 なし 県の機関 水産試験場内水面研究所 				<ul style="list-style-type: none"> 駅 (南海貴志川線) 貴志駅、甘露寺駅、西山口駅、大池遊園駅 郵便局 貴志川郵便局、丸栖郵便局、貴志川長山郵便局、貴志川井ノ口簡易郵便局 警察署 岩出警察署中貴志交番 県の機関 県立貴志川高校、和歌山県農業試験場 						

先進事例

(1) 合併特例法を適用しない設置選挙例

法定合併協議会名	関係市町村数	合併予定期日	議員定数		新市町村の人口(人)
			合併前(関係市町村の定数合計)(人)	合併後(人)	
御前崎町・浜岡町合併協議会(静岡県)	2町	H16.4.1	29	18(26)	36,059
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(京都府)	6町	H16.3.1	102	30(30)	65,578
柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会(兵庫県)	6町	H16.11.1	96	30(30)	72,862
南部町・南部川村合併協議会(和歌山県)	1町1村	H16.10.1	28	16(22)	14,734

議員定数の()の数は、合併後の法定上限数

(2) 定数特例適用例

法定合併協議会名	関係市町村数	合併予定期日	議員定数			新市町村の人口(人)
			合併前(関係市町村の定数合計)(人)	特例による定数(人)	特例後の定数(人)	
三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)	1市4町3村	H16.4.1	106	38(30)	26	61,635
東宇和・三瓶町合併協議会(愛媛県)	5町	H16.3.31 までの日	78	31(26)	未定	47,217

議員定数の()の数は、合併後の法定上限数

(3) 在任特例適用例

新市町村名	関係市町村数	合併期日	特例期間	議員定数		新市町村の人口(人)
				特例期間の定数(人)	特例後の定数(人)	
さいたま市(埼玉県)	3市	H13.5.1	2年間	101	64(72)	1,024,053
さぬき市(香川県)	5町	H14.4.1	1年2ヶ月間	66	26(30)	57,772
南アルプス市(山梨県) 1	4町2村	H15.4.1	1年11ヶ月間	95	30(30)	70,116
山県市(岐阜県)	2町1村	H15.4.1	1年1ヶ月間	42	22(26)	30,951
静岡市(静岡県)	2市	H15.4.1	2年間	77	56(56)	706,513
東かがわ市(香川県) 2	3町	H15.4.1	2年間	44	未定(26)	37,760
周南市(山口県)	2市2町	H15.4.21	2年間	78	30(34)	157,383
瑞穂市(岐阜県)	2町	H15.5.1	1年間	33	20(26)	46,571
千曲市(長野県)	1市2町	H15.9.1	1年8ヶ月間	55	28(30)	64,480
富士河口湖町(山梨県)	1町3村	H15.11.15	1年11ヶ月間	44	26(26)	24,234
いなべ市(三重県)	4町	H15.12.1	2年間	60	24(26)	45,630

議員定数の右欄は在任特例後の議員定数、()の数は合併後の法定上限数

- 1 市議会議員による「合併特例議員任期と議員定数を考える会」を設置、自主解散や総辞職なども含め、任期短縮の方策を協議
- 2 平成15年10月23日市議会の解散投票(住民投票)を実施、結果を受け11月23日市議会議員選挙執行(定数24人)

(4) 選挙区の設置例

法定協議会名	関係市町村数	合併予定期日	議員定数	選挙区設置の内容	市町村の人口(人)
三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)	1市4町3村	H16.4.1	定数特例 38人 定数特例後 26人	新市の設置後最初に行われる選挙 三次市 20人 君田村 2人 布野村 2人 作木村 2人 吉舎町 3人 三良坂町 3人 三和町 3人 甲奴町 3人 合計 38人	三次市 39,091 君田村 1,974 布野村 2,061 作木村 2,085 吉舎町 5,236 三良坂町 4,005 三和町 3,930 甲奴町 3,334 合計 61,716
東宇和・三瓶町合併協議会(愛媛県)	5町	H16.3.31 までの日	定数特例 31人 定数特例後は、新市において検討	新市の設置後最初に行われる選挙 明浜町 4人 宇和町 10人 野村町 7人 城川町 4人 三瓶町 6人 合計 31人	明浜町 4,678 宇和町 17,550 野村町 11,093 城川町 4,835 三瓶町 9,061 合計 47,217

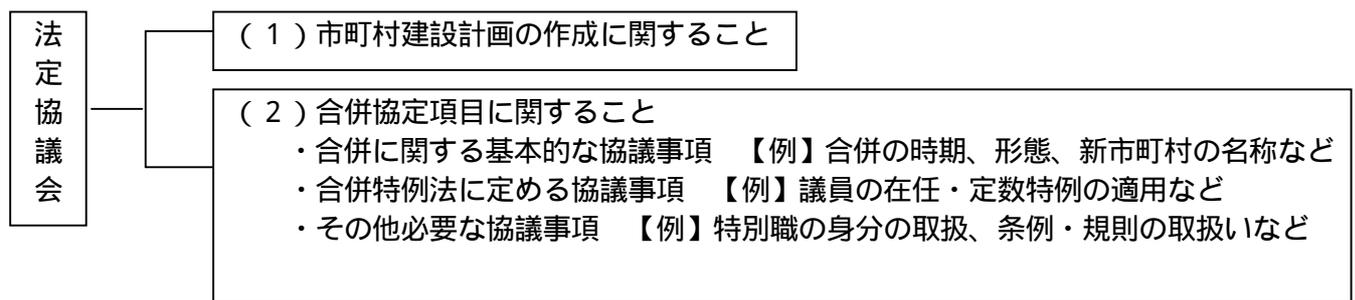
(5) 議員定数例(那賀5町の合計人口数に類似の市及び議員定数)法定定数は、人口5万人以上10万人未満の市30人

市町村名	平成12年国調人口(人)	議員定数(人)	市町村名	平成12年国調人口(人)	議員定数(人)
近江八幡市(滋賀県)	68,366	24	三木市(兵庫県)	76,682	23
守山市(滋賀県)	65,542	22	大和高田市(奈良県)	73,668	20
福知山市(京都府)	68,098	26	天理市(奈良県)	72,741	20
八幡市(京都府)	73,682	24	田辺市(和歌山県)	70,360	20
泉大津市(大阪府)	75,091	18	橋本市(和歌山県)	55,071	18

(6) 県内の議員定数及び任期の取扱い状況

協議会名	発足日	合併(予定)年月日	現議員の任期・定数			提案日(確認日)	協議状況
			市町村名	期日	定数		
海南市・下津町合併協議会	H15.3.1	H17.3.31 までの日	海南市 下津町	H19.4.30 H19.4.24	23 16	H15.8.11	提案方法：事務局からは調整案を示さず、調整方法について各委員の意見を聞く。協議会の各委員の立場で調査・研究し、同時に市町の議会においても協議していくということで、次回以降の協議会でさらに議論を深める。 継続協議中
川辺町・中津村・美山村合併協議会	H15.3.7	H17.3.31 までの日	川辺町 中津村 美山村	H19.4.29 H16.9.30 H16.4.9	12 10 10	H15.3.20 H16.2.17	提案方法：小委員会設置を提案 小委員会：構成町の議会での協議を参考とする。新町の定数は16人とする。定数特例は使わない。 在任特例を適用し、任期はH18.4.30までとする。4月以降の協議会で確認予定。
南部町・南部川村合併協議会	14.11.12	H16.10.1	南部町 南部川村	H19.4.29 H19.2.28	14 14	H14.11.19 (H15.1.23)	提案方法：小委員会設置を提案 確認内容：設置選挙とする。新町の定数は16名とする。
田辺広域合併協議会	H14.7.23	H17.3.31 までの日	田辺市 中辺路町 大塔村 龍神村 本宮町	H18.8.11 H16.11.4 H16.10.21 H19.4.30 H16.12.31	20 12 12 12 14	H15.5.20 H16.2.5 (H16.2.14)	提案方法：小委員会設置を提案 小委員会：合併後1期目の議員定数は30名とする。 選挙区制の導入(1回目に限る) 田辺市区 18名 大塔、中辺路、本宮、龍神の4町村区 各3名 確認内容：小委員会での決定どおり確認。
那智勝浦町・太地町合併協議会	H15.7.1	H17.3.31 までの日	那智勝浦町 太地町	H19.7.8 H17.8.17	18 14	H15.8.8 H16.3.5	提案方法：事務局からは調整案を提示せず。両町議会の意見も参考に。 在任特例を利用し、在任期間は1年、議員定数については18人、次回で調整方針案として文書化することで承認。
新宮市・熊野川町・北山村合併協議会	H14.12.20 (H15.3.18)	H17.1	新宮市 熊野川町 北山村	H19.4.30 H16.8.3 H19.12.20	19 10 7	H15.3.27 (H15.10.2)	提案方法：各市町村議会で方向案を検討する。 の検討結果を次回以降の協議会において報告する。 協議会で協議し、確認する。 確認内容：合併後1年11ヶ月の間、引き続き新市の議会議員として在任する。在任期間終了後の議員定数については、21人とする。

法定協議会で協議される事項は、大きく次のように分けることができます。



1 市町村建設計画の作成に関すること

(1) 市町村建設計画とは

住民福祉の向上に資することを目的として市町村合併を行うためには、合併が目指す地域の将来像を示し、そのビジョンと合併による行政サービスの内容及び行財政の基盤強化を明らかにすることで、合併に可否の判断材料とすることが重要です。

合併特例法は、この趣旨を踏まえて合併協議会における重要な協議事項として、「市町村建設計画」の作成に関する協議を行うこととしており、この市町村建設計画をもとに、国や県の様々な財政支援措置が講じられることとなっています。

(2) 市町村建設計画の内容

市町村建設計画の内容は、合併協議会において合併関係市町村の自主・主体的な判断に基づき策定されるものですが、合併特例法第5条第1項において、計画に定める基本的な事項を以下のとおり例示しています。

- ア 合併市町村の建設の基本方針
- イ 合併市町村の建設の根幹となるべき合併市町村及び都道府県が実施する事業に関する事項
- ウ 公共施設の統合整備に関する事項
- エ 合併市町村の財政計画

市町村建設計画の内容は、合併の目的や目標等によって様々ですが、新設合併の場合は、この市町村建設計画が合併市町村の振興計画が策定されるまでの間、マスタープランとしての役割を果たすこととなります。また、編入合併の場合にあっても、編入される地域に関する合併後の姿が示されるように作成することが望まれます。

(3) 市町村建設計画作成における留意事項

市町村建設計画の策定に一般的な基準を示すことは困難ですが、次のようなことに留意して計画策定に当たることが必要です。

合併市町村の建設の基本について

新設合併の場合には、合併市町村が将来の目標とする方向（例えば、合併市町村の将来に姿、観光を中心とした地域づくりを目指すのか、保健福祉のまちづくりを目指すのか等）について定めるべきです。また、編入合併の場合には、少なくとも編入される地域について、編入をする市町村の中で位置づけ等について定める必要があります。

策定上の留意事項

- ア 単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にする。
- イ 計画の内容が実現困難なものであったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものになったりするのではなく、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とする。
- ウ 合併市町村における旧市町村意識を早急に解消し、地域全体に一体性を確立するための計画とする。
- エ 市町村建設計画の実施を通じて、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担うも

のにする。

オ 合併により周辺地域となり寂れることが懸念される地域については、振興整備等の方向を示すこととする。

カ 組織及び運営の合理化を図ることとする。

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

合併市町村の建設の基本方針を実現するために事業について、その大綱を定めます。また、合併特例法に位置づけられた都道府県が実施する合併市町村の根幹となるべき事業については、県と十分協議しながら計画にすることが必要です。

公共的施設の統合整備に関する事項

支所・出張所・小中学校等、当該合併市町村の公共的施設の整備の基本方針について定めるものです。

合併市町村の財政計画

全国の合併先進地域では、合併後5～10年間程度の期間について定めることが多いようですが、計画策定にあたっては地方交付税、国庫支出金、地方債等の依存財源を過大に見積もることがないようにする必要があります。

合併先進事例での市町村建設計画の位置づけ

法定協議会段階では合併後の事業内容を合併前に詳細に固めてしまうことは難しいこと、並びに予算の確定や事業箇所の決定及び各事業間の優先度の判断等、不確定な部分が多く、最終的には事業が具体化する段階で、すなわち、新市町村において判断せざるを得ないことから、近年の合併事例においては、市町村建設計画は新市町村の「振興計画の基本構想的な位置づけ」となっています。

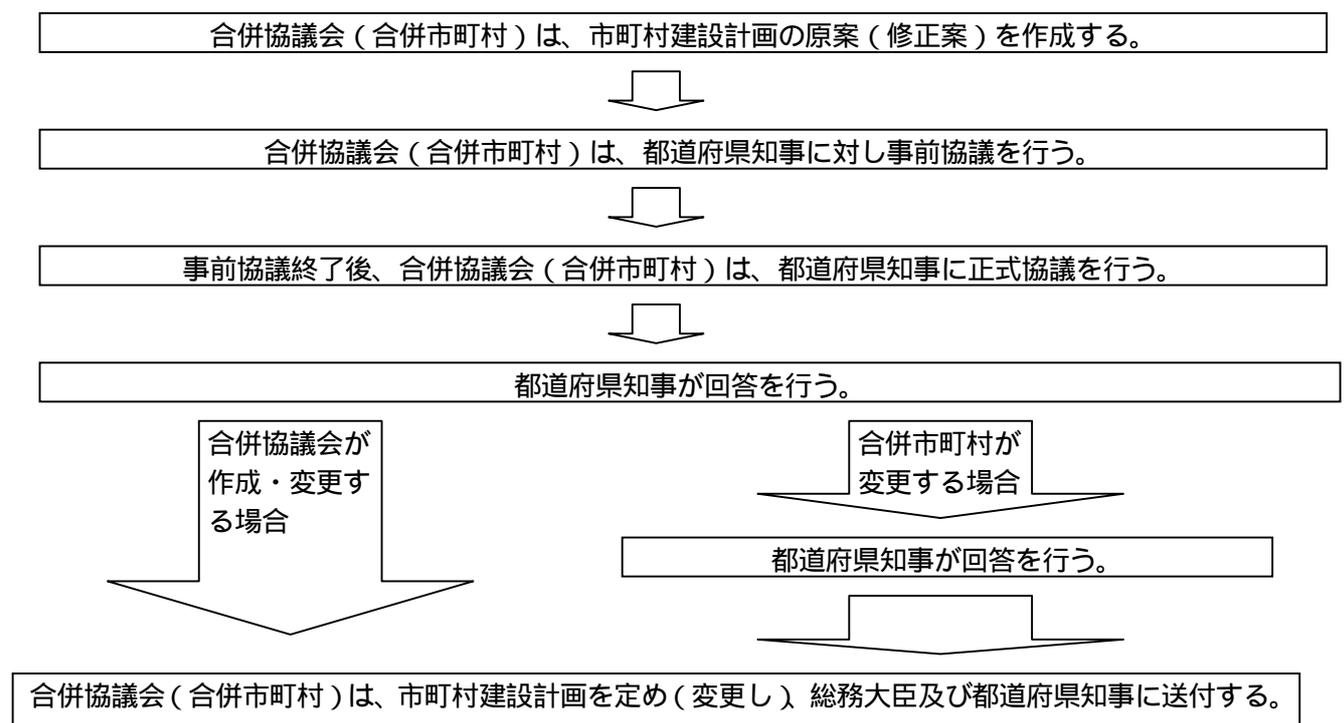
その他

市町村建設計画の作成にあたっては、国土利用計画その他法令に基づく地域の振興整備に関する計画や、県の振興計画に関する総合的な計画との整合性を図ることが必要です。また、編入合併の場合は、編入する市町村の基本構想やこれに基づく総合計画等との整合性を図ることが必要です。

(4) 市町村建設計画作成・変更の手順

市町村建設計画の作成手順は、合併特例法第5条で規定されています。作成は合併協議会が行いますが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は合併市町村が議会の議決を経て行うこととなっています。

作成（変更）に係るフローを図示すると以下のとおりです。



合併特例法が市町村建設計画を作成・変更するにあたって、県と事前協議を義務付けているのは、次のような趣旨によるものです。

- ・ 市町村建設計画に県事業を位置づけることができることとされているため、計画作成にあたって知事と事前に調整を図る必要があること。
- ・ 市町村建設計画は、住民や議会にとって合併に関する判断材料となる合併市町村の客観的な姿を示すことにより、その合併に関する正確な判断材料を提供するという性格を有していることに鑑み、その内容より適正かつ実効性あるものとするためには、第三者的立場にある県が計画作成等に当たって必要な相談等に応じるなどの措置を講じることが適当であること。
- ・ 合併市町村という特定地域における県民への行政サービスの水準が合併によりどのように変化するか等について、県としても承知しておくことが必要であること。

ア 総務大臣及び都道府県知事への送付

合併協議会は、合併特例法第5条第4項の規定により、作成した市町村建設計画を直ちに総務大臣及び都道府県知事に送付することになります。

市町村建設計画は通常、合併協定書の1項目として調印されるものですが、この調印が建設計画の法的要件とされているわけではなく、市町村建設計画が同条第4項にいう「作成した」状態となるためには、都道府県知事の協議を経る必要があります。(同条第3項)。かつ、作成後は「直ちに」送付しなければならないので、通常は、調印式等の式典の前に、完成した市町村建設計画を総務大臣及び都道府県知事に送付することとなります。

イ 市町村建設計画の変更

市町村建設計画の作成は合併協議会が行いますが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は合併市町村が行うこととなっています(合併特例法第5条第3項、第6項～第9項)。

手続きとしては、合併協議会又は合併市町村が合併関係市町村又は合併市町村を包括する都道府県知事に協議を行い、所要の調整を経て、知事が異議のない旨の回答を行い、その後、合併協議会又は合併市町村は作成・変更した市町村建設計画を総務大臣及び知事に送付することになります。

なお、市町村建設計画の変更は、例えば財政計画や主要指標の見通し等が当時の経済社会情勢と全く異なるために見直しを余儀なくされている場合、合併特例債など市町村建設計画の作成が前提となっている支援措置の適用を受けるために、計画の期間を従来の5年から10年に延長する場合等に行われている事例があります。

(5) 市町村建設計画の内容

最近の市町村建設計画事例を示すと、概ね、次の通りとなります。また、参考資料編に合併先進地域の市町村建設計画を掲載していますので参考にしてください。

【参考】市町村建設計画に記載する項目例

第1節 序論

第1款 合併の必要性

市町村建設計画の冒頭においてその目指すところである合併の必要性に触れておくことは重要であると考えられます。内容については、歴史的経緯や、生活圏の拡大、地方分権、少子高齢化などからの必要性を挙げる例が多くあります。

第2款 計画策定の方針

第1項 計画の趣旨

市町村建設計画全般にわたる趣旨を明示することとします。

第2項 計画の構成

新市町村を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備、財政計画といった主な構成内容を明示することとします。

第3項 計画の期間

市町村建設計画の期間（事業計画期間、財政計画期間、公共施設の統合整備の期間）は法律上定められていませんが、最近の合併の事例をみると、概ね5年ないし10年が多いようです。これは、新市町村が一体となるまでに要する期間ないしそのための事業・施策の実施期間として最低5年は要すると一般に考えられているためです。

なお、近年の合併の事例はその期間を10年とするものが多いようですが、これは、平成11年の法律改正により、市町村建設計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度及びこれに続く10年度に限って合併特例債が充てられることとされたこと（合併特例法第11条の2）、地方交付税の算定特例の期間が5年から10年に延長されたこと（合併特例法第11条）などの財政措置上の理由によるようです。

一方、期間が10年の場合は、年を経るほど乖離が大きくなる可能性があるため、例えば、潮来市のように5年ずつ前期計画と後期計画に分け、具体的施策については前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費、財政計画については適正な時期に見直しを行うとした事例もあります。

いずれにせよ、計画の期間は、その精度にも留意しつつ、真に新市町村の合併後のよりどころとなるよう、各地域の実情に合わせて決定する必要があります。

【例】

鹿嶋市	平成	7年9月	1日合併	5年間
あきる野市	平成	7年9月	1日合併	5年間
篠山市	平成	11年4月	1日合併	10年間
新潟市	平成	13年1月	1日合併	10年間
西東京市	平成	13年1月2	1日合併	10年間
潮来市	平成	13年4月	1日合併	10年間
さいたま市	平成	13年5月	1日合併	5年間
あさぎり町	平成	15年4月	1日合併	10年間

第2節 合併市町村の概況

第1款 位置・地勢

隣接市町村、地形等を示すことにより地理的状況を明示する。位置図等を用いている例もあります。

第2款 気候

どのような気候であるかを明示する。平均気温、降水量を示している例もあります。

第3款 面積

面積に加えて、東西、南北の長さ、地目別（農地、宅地、山林等）の構成割合を併記している例もあります。

第4款 人口・世帯

直近の住民基本台帳人口、国勢調査における人口・世帯数、増加率、年齢階層別人口等を明示する。表を用いて推移を示している例もあります。

第3節 主要指標の見通し

第1款 人口

総人口・年齢別人口・就業人口等について、概ね5年毎の推計人口を明示する。増減の要因等も併せて示します。

合併前の各市町村の総合計画の合算数及びその伸率による将来推計、加えて合併効果による人口増を目標数とする場合が多いようですが、一方では全国的な少子高齢化のために予測が難しく、人口予測を掲載しない市町村建設計画の事例も出てきました。

いずれにせよ、厳しい現状を踏まえ、目標数が画餅と終わらないようにすることが望まれます。

第2款 世帯

世帯数や1世帯当り人員等について、概ね5年毎の推計人口を明示する。増減の要因等も併せて示します。第1款と連動しますが、過大な見込みとならないよう注意する必要があります。

第4節 合併市町村の建設の基本方針

第1款 合併市町村の将来像

まちづくりの方向性や具体的な目標を示します。

第2款 合併市町村建設の基本方針

将来像を実現するための方針を明示します。

第3款 土地利用

地域の社会的、経済的、自然的条件等に十分配慮しながら、長期的展望に基づいた適切な土地利用計画を示します。

第4款 地域別整備の方針

日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性などを考慮し、各地域の特性を活かすため、区分した地域ごとの整備方針を具体的に明示します。全体的なイメージ図を示している例もあります。

第5節 合併市町村の施策

第1款 自然環境の保全と活用

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 自然環境の保全

住民が自然に対する理解を深めるための活動を支援するとともに、地域の特性と自然環境との調和を保ちつつ、住民が緑とふれあう場である緑地・公園の整備を図っていく。

(2) 河川環境の整備

河川的美しさを保つため、公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、自然に配慮した河川整備に努めていく。

(3) 森林の維持と活用

豊かな自然を残している里山の保全・整備、治山・治水事業を促進し、自然災害の防止や森林景観の維持保全に努めていく。

第2款 都市基盤

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 道路の整備

高速交通時代に適応した輸送・交通体系の進展に伴い、市街地の骨格を形成する都市計画道路などの主要幹線道路、市民生活に身近で重要な生活関連道路の整備充実を図っていく。

(2) 公共交通の整備

交通不便地域の解消、利用者の利便性・快適性の向上のため、鉄道やバスなどによる輸送力の強化を図っていく。

(3) 市街地の整備

豊かな自然環境と都市的魅力を共有し、快適な生活環境を創出するため、その居住環境の維持増進に努めていく。

(4) 上水道の整備

今後も増加すると予想される水の需要に対応するため、配水管網、浄・配水施設を整備し、上水の安定供給を図っていく。

(5) 下水道の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消を図るため、公共下水道の整備を推進していく。

第3款 生活環境の整備

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 住環境の整備

都市景観にも配慮し、地域の特性に適合した魅力ある居住環境の形成を目指していく。

(2) 公園・緑地の整備

住民が身近に自然に親しむことができるまちづくりを進めるため、地域の特性を活かした公園・緑地の整備に努めていく。

(3) 衛生環境の整備

ごみの減量化・資源化を進め、良好な都市環境の形成を図り、住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、各種衛生環境事業の充実を努めていく。

(4) 地域・生活関連施設の整備

人間性豊かなコミュニティづくりを目指して、コミュニティ施設の充実を図り、住民が心のふれあいをもてる場の整備に努める。

(5) 消防・防災・交通安全の推進

災害の発生に対して速やかに対応できるように、消防・防災機能の強化、充実を努めていく。また、住民生活の場における交通安全を確保し、快適な市民生活が送れるよう各種交通安全施策の充実を努めていく。

(6) 情報・通信の整備

IT社会の到来に当たり、情報通信基盤の整備により、行政、医療、福祉、産業、文化等の日常生活に関わる分野において、IT化による地域振興策の推進を図っていく。

第4款 保健・医療と福祉の充実

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 保健・医療の充実

地域の医療機関との連携を図り、広域的な対応による医療施設の適正な配置に努め、地域に密着した効率的な保健・医療サービスを提供していく。

(2) 健康の保持・増進の対策

住民の健康づくりのため、予防体制や各種検診・相談体制の充実を努め、スポーツ・レクリエーション等の事業を推進していく。

(3) 高齢者福祉の充実

介護予防、生活支援サービス等の充実を図り、高齢者が生きがいを持って、安全、快適に生活できる環境を整えていく。

(4) 社会福祉の充実

施設の整備をはじめとして各種支援制度の充実を図り、障害者が地域社会の中で、生きがいを持って積極的に生活できる環境を整えていく。

(5) 保育の充実及び女性への支援

少子化が進む中、保育サービスの拡充等の子育て支援策を講じ、子供を安心して育てられる環境を整えていく。また、女性フォーラムの開催や情報紙の発行等により、女性の自立や社会進出を促進する。

(6) 介護保険への対応

介護を必要とする高齢者等、日常生活を送る上で支援を必要とする高齢者が日々安心して生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑な運営を進めていく。

第5款 教育・文化の充実

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 生涯学習の推進

住民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、図書館・公民館等の生涯学習施設の整備・充実を図り、年齢や学習意欲に応じた多様な学習機会を提供していく。

(2) 学校教育の充実

学校施設の整備、学校規模の適正化、学校給食の充実等を図り、幼児・児童・生徒の教育環境の向上に努めていく。

(3) 文化・スポーツの振興

文化の拠点施設の整備、活用を図り、地域における文化活動の保護・振興に努める。また、多様化する住民のスポーツニーズに対応するため運動施設の整備・充実に努めていく。

(4) 国際化への対応

住民レベルでの国際化の要請に対応し、語学教育の充実等の事業を展開するとともに、国際姉妹都市との民間交流を支援していく。

第6款 産業の振興

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、生産基盤の整備充実、生産性の向上を図っていく。

(2) 商工業の振興

消費者が求める魅力ある商店街の形成を促進するなど、地域に根ざした商業の活性化を図り、地域の経済をリードする産業の誘致を促進するなど、産業の高度化を図っていく。

(3) 観光・レクリエーションの振興

既存の観光資源の活用や新たな観光施設の整備に努め、様々な歴史・文化資源等も有機的に連携させ、観光振興とレクリエーション活動の充実を図っていく。

第7款 住民参加の促進

合併した場合のコミュニティレベルでの住民自治の強化はかせない項目であり、それぞれの地域の実情に応じた具体的な推進策が強く求められます。

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 住民活動の支援

福祉分野や文化活動などをはじめとして、日常生活の上で不可欠なものとなっているボランティア活動やNPOなどに対する支援策を講じていく。

(2) 住民参加の推進と情報公開

住民と行政が協力してまちづくりを実施できるようにするため、情報公開を積極的に進め、広報広聴活動の充実を図っていく。

(3) 女性の社会参加

男女が性別にとらわれることなく、様々な分野で共同して社会参加を果たせるよう、男女共同参画社会を目指した施策を推進していく。

(4) コミュニティの形成

住民相互の連帯意識の醸成を図り、住民の創意工夫を活かした自主的・主体的なコミュニティ活動を活発化していくため、そのリーダーとなる人材の育成や活動拠点となる施設の整備充実を図っていく。

第8款 連携・交流の促進

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 新市町村内の連携・交流の促進

住みよい地域社会づくりを進めるため、住民の一体化を目指し地域の連携や交流を促進していく。

(2) 県内（隣接地域）との連携・交流の促進

互いにその良さを享受し合い、相互の活性化を図るため、交流環境や条件の整備、意識の高揚・醸成に努めていく。

(3) 国内の連携・交流の促進

積極的な情報発信により、観光客等の誘致を図り、訪れた人々に地域の良さを理解してもらうなど、様々な方面から連携・交流を促進していく。

(4) 国際交流の促進

本格的な国際社会の到来により、住民レベルでの国際化が求められているため、国際姉妹・友好都市提携、交流事業を進めるなど、国際交流の一層の充実に努めていく。

第9款 行財政効率化

項目の例としては、以下のようなものがありますが、行財政シミュレーションの結果等を具体的な数値で示すことにより、住民にわかりやすい形で合併のメリットを示すことが適当です。

(1) 行政運営の効率化

多様化、高度化する行政需要に対応するため、事務改善、組織機構の見直し、職員の定員適正化等に努めていく。このため、合併関係市町村の行政改革大綱を統合して見直し、具体的な数値目標と年限を定める。

【例：あきる野市】

合併調整方針で「住民サービスは高い基準に」、「住民負担は低い水準に」定められたため、住民にとっての効果はあったが、その影響額が平成8年度当初予算で約3億4千万円となった。したがって、合併後、新市として行政改革に取り組み、行政改革大綱実施計画で、事業・イベントの見直し、各種補助金、使用料・手数料の見直しを行っている。

例えば、同実施計画で「職員定員管理計画」を策定、5年間の定員管理計画の中で25人の職員削減目標を設定して実現したところであり、これまでに約4億円の効果を上げている（ただし、当初は退職者の7割の人数の新規採用を計画していたが、合併後新規採用者はゼロである）。

(2) 財政運営の効率化

財政基盤の強化、自主財源の確保に努めるとともに、事務事業や補助金等の見直しを積極的に進めて経費の節減・合理化を図り、支出の効果が最大となるような効率的な事業の執行に努めていく。

第6節 合併市町村における都道府県事業の推進

第1款 都道府県の役割

必要な助言・調整を行うとともに、市町村建設計画に盛り込むべき県事業の取りまとめ作業を行う。また、合併に伴う特殊な財政需要について財政支援を行う。

第2款 合併市町村における都道府県事業

過去の事例では、道路の整備、鉄道の整備、自然環境の保全、河川の整備等が盛り込まれています。

第7節 公共的施設の適正配置と整備

支所・出張所の統廃合、小中学校の統廃合等の公共的施設の統合整備について定めるものです。これらの施設は特に住民生活との関わりが深いものですから、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情も考慮のうえ検討することが重要です。

第8節 財政計画

第1款 歳入

(1) 地方税

今後の経済の見通しを踏まえ、現行税制度を基本として算定するが、過大に見積もることのないよう、厳しい姿勢で判断する必要があります。

(2) 地方交付税

普通交付税については、合併算定替による算定及び臨時的経費に対する普通交付税措置などを勘案し、交付税措置額を見込みます。従来は、過去5カ年程度の伸率により今後の措置額を見込む例が多かったようですが、最近の事例では過去の伸率によることなく、現状維持を前提としているものもあります。交付税額の今後の伸率については、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

(3) 交付金・分担金・負担金

過去の実績等により算定するが、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

(4) 国庫支出金・都道府県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等により算定し、市町村建設計画事業分を加え、さらに合併に係る財政支援（補助金・交付金）を見込みますが、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

(5) 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用するなどが考えられますが、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

(6) 地方債

市町村建設計画事業に伴う合併特例債・通常債及び減税補てん債を算定しますが、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

第2款 歳出

(1) 人件費

合併後退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減、合併による特別職職員の減などを見込みます。

(2) 物件費

過去の実績等により算定し、市町村建設計画事業分を加える。また、合併による事務経費の削減効果を見込みます。

(3) 扶助費

過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込みます。

(4) 補助費等

過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込みます。

(5) 公債費

合併年度までの地方債に係る償還予定額に、翌年度以降の市町村建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定します。

(6) 積立金

合併に伴って創設する基金などへの積立を見込みます。

(7) 繰出金

他会計の事業を考慮して的確に見積もります。

(8) 普通建設事業費

市町村建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を見込みます。